

○小美玉市教育行政の振興を図る行事に対する小美玉市教育委員会の共  
催等名義使用及び小美玉市教育委員会教育長賞の交付に関する事務取  
扱要綱

令和6年4月26日

教育委員会告示第13号

小美玉市教育行政の振興を図る行事に対する小美玉市教育委員会の名義使用  
承認及び賞状の授与等に関する事務取扱要綱(令和4年小美玉市教育委員会告  
示第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、団体が行う市教育行政の振興を図る行事に対する共催若  
しくは後援をするための教育委員会の名義使用(以下「共催等名義使用」とい  
う。)又は賞状の授与の承認等に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ  
による。

(1) 共催 主催者と共同で、事業の企画又は運営に参画し、その事業を実  
施する中で、共同主催者として責任の一部を分担すること。

(2) 後援 主催者の行う事業の趣旨に賛同し、その開催を援助すること。

(3) 教育長賞 教育長の名義で賞状を交付すること。

2 市教育行政の振興を図る行事(以下「市教育行政振興行事」という。)とは、  
主として市立学校の児童生徒若しくは当該児童生徒及びその保護者等又は市  
内幼稚園等の園児等(保育所等の園児等を含む。以下同じ。)若しくは当該園  
児等及びその保護者等が広く参加することが見込まれ、当該児童生徒又は園  
児等の教育、学術、文化又はスポーツの振興に寄与する内容であって、次の  
いずれかに該当する事業等をいう。

(1) 講演会

(2) 展覧会

- (3) 音楽会
  - (4) 競技会
  - (5) その他の催しもの
- (使用できる名義)

第3条 共催等において使用を承認する名義は、「小美玉市教育委員会」とする。

(主催者の承認基準)

第4条 名義使用の承認を行う事業(以下「承認等事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当する主催者が行うものでなければならない。

- (1) 国、地方公共団体又はその他公共的団体
- (2) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (3) 報道機関又は学術研究機関
- (4) 市内を活動拠点とし、学校教育、幼児教育、社会教育等に寄与することを目的として組織され、現に活動している団体
- (5) 前4号の規定に該当しないもので、次の全ての要件を満たしている団体
  - ア 主催者の存在及び役員構成が明らかであること。
  - イ 規約又は会則等の定めがあり、団体意思が明確であること。
  - ウ 堅実な活動実績を有し、事業遂行能力が十分であると認められること。

(共催の名義使用承認の基準)

第5条 共催することができる市教育行政振興行事は、次の各号の全ての要件に該当するものとする。

- (1) 主たる会場を、市内とするもの
- (2) 市又は教育委員会が、企画及び運営に参画しているもの
- (3) 市又は教育委員会が、経費(補助金その他の金銭を含む。)の全部又は一部を負担しているもの

(後援の名義使用承認の基準)

第6条 後援することができる市教育行政振興行事は、次の各号の全ての要件に該当するものとする。

- (1) 主たる会場を、市施設とするもの。ただし、第4条第1号から第3号までに掲げる団体にあつては、この限りでない。
- (2) 参加費等は、無料又は事業内容等から判断して社会的に妥当な範囲内の金額であるものであつて、専ら営利を目的とするものではないもの
- (3) 専ら営利を目的として物品等の販売を行うものではないもの
- (4) 政治的若しくは宗教的目的を有するものではないもの又は政治的若しくは宗教的目的を有するものと疑われるものでないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が不相当と認めるものではないもの

(教育長賞の交付の承認基準)

第7条 教育長賞の交付の承認は、前条に規定する承認基準を満たし、かつ、次の各号の要件を満たしているものとする。

- (1) 表彰等において教育長賞を交付することにより、参加者の活動意欲の向上に寄与することが期待できるもの
- (2) 教育長賞の交付に当たり、広く公募が行われ、団体において厳正な審査が行われるもの
- (3) 前各号に定めるもののほか、団体が独自に有する表彰基準等に基づき申請のあったもので、特に教育長が認めたもの

(申請の手続き等)

第8条 共催等名義使用の承認又は教育長賞の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、共催等名義使用及び教育長賞交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に示した資料等を添えて、市教育行政振興行事の実施日又は教育長賞の交付当日の30日前までに教育長に申請するものとする。

- (1) 第4条第2号から第5号までに掲げる団体にあつては、会則又は規約

その他団体の概要を確認できるもの

- (2) 開催要領
- (3) 事業計画書及びチラシ等の事業等概要を明らかにする書類
- (4) 教育長賞の交付の場合は、審査規則等及び賞状文面
- (5) その他参考となるべき資料

2 教育長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、この内容及び同項に規定する書類等に不備がないことを確認した上で、当該申請を受理する。

(市共催等承認申請との調整)

第9条 教育長は、団体が事業等において小美玉市共催等名義の使用承認に関する事務取扱要綱(平成18年小美玉市告示第164号)に係る申請手続が行われる場合で、当該事業等に対し、前条第1項の規定による申請手続が行われるときは、第5条から第7条までの当該該当する規定の基準を満たすことが見込まれる場合であっても、市長との調整を行った結果により、前条第2項の規定による受理をしないことができる。

(決定)

第10条 教育長は、第8条第2項の規定により申請を受理したときは、この内容について審査し、その結果を共催等名義使用及び教育長賞交付決定通知書(様式第2号)(以下「決定通知書」という。)により、速やかに通知するものとする。

2 前項の承認に際して、当該事業の内容等により条件を付することができる。

(承認期間)

第11条 名義の承認期間は、6ヶ月以内とする。ただし、事業の性質上やむを得ないものとして教育長が特に認めた場合は、この限りではない。

(承認後の変更届)

第12条 前条の規定による審査により、共催等名義使用の承認又は教育長賞の交付の承認(以下「共催等承認」という。)を受けた団体は、共催等承認後に

において、当該申請内容に変更が生じた場合は、直ちに共催等名義使用及び教育長賞交付変更届出書(様式第3号。以下「変更届出書」という。)を教育長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第13条 教育長は、名義使用の承認を受けた者(以下「事業実施者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、名義使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
- (2) 承認の基準を満たさなくなったとき。
- (3) 承認の条件を履行しなかったとき。
- (4) その他共催名義等の使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。

2 前項により承認を取り消したときは、共催等名義使用及び教育長賞交付承認取消通知書(様式第4号)により当該事業実施者に通知するものとする。

3 第1項の規定により、承認決定を取り消されたものは、交付を受けた決定通知書を直ちに教育長に返還しなければならない。

4 承認を取り消された場合において、該当及び各種施設等に掲示したポスター及びチラシ等の広報媒体から小美玉市教育委員会の名前を速やかに削除しなければならない。

(事業実施報告書の提出)

第14条 事業実施者は、事業終了後、1ヶ月以内に共催等名義使用及び教育長賞交付事業実施報告書(様式第5号)を教育長に提出しなければならない。

(事務処理等)

第15条 名義使用の承認及び教育長賞の交付の承認等に係る事務は、当該事業を所管する課等又はそれらの内容に密接に関連する事務を分掌する課等(以下「所管課」という。)において処理するものとする。

2 第10条の決定については、教育委員会教育企画課に合議するものとする。

3 承認なくして名義を使用された場合は、所管課において必ず警告を発すること。

(委任)

第16条 この告示に定めるほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前にされた申請その他の手続き又は行為については、なお従前の例による。

様式第1号(第8条関係)

年 月 日	
共催等名義使用及び教育長賞交付申請書	
小美玉市教育委員会教育長 様	
申請者住所	
団体名	
代表者氏名	
電話番号	
下記のとおり、共催等名義使用、教育長賞交付をしたいので関係資料等を添えて申請します。	
記	
申請する事項	<input type="checkbox"/> 共催 <input type="checkbox"/> 後援 <input type="checkbox"/> 教育長賞（申請する事項に <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。）
事業の名称	
事業の趣旨及び概要等	..... ..... ..... ..... .....
共催団体	
後援団体	
開催日時	年 月 日( ) 時 分から 時 分
開催場所	
対象者と人数	
入場料	
その他	※ 共催名義・後援名義を印刷する場合は協議しますので、見本を添付してください。 ※ 事業計画書、収支予算書、その他関係資料等を添付してください。 ※ 教育長賞交付の場合は、審査規則や賞状文案を添付してください。

様式第2号(第10条関係)

小美玉 第 号  
令和 年 月 日

< 団 体 名 >  
< 代 表 者 > 様

小美玉市教育委員会  
教育長 羽鳥 文雄  
( 公 印 省 略 )

共催等名義使用及び教育長賞交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったことについて、次のとおり決定したので通知します。

1  承 認

事 項	<input type="checkbox"/> 共催	<input type="checkbox"/> 後援	<input type="checkbox"/> 教育長賞
事業の名称			
開催日時			
開催場所			
承認条件	(ア) 提出した事業計画書を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けること。ただし、主催者の変更については認めません。 (イ) 共催事業又は後援事業に関する経費、役務の負担等の援助は一切いたしません。 (ウ) 名義使用期間であっても、申請内容、承認条件に反する場合は、直ちに名義使用の承認を取り消します。 (エ) 事業完了後、事業実績報告書に関係資料等、収支決算書を添えて提出して下さい。 (オ) 共催事業については、必要に応じて「共催に関する覚書」を締結する。		

2  不 承 認

事 項	<input type="checkbox"/> 共催	<input type="checkbox"/> 後援	<input type="checkbox"/> 教育長賞
理 由			

様式第3号(第12条関係)

年 月 日

共催等名義使用及び教育長賞交付変更申請書

小美玉市教育委員会教育長 様

申請者住所

団 体 名

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で承認のあったことについて、次のとおり変更したいので申請します。

記

事 項	<input type="checkbox"/> 共催	<input type="checkbox"/> 後援	<input type="checkbox"/> 教育長賞
事業の名称			
変更事項	変 更 前	変 更 後	
変更理由			

様式第4号(第13条関係)

第 号  
年 月 日

様

小美玉市教育委員会  
教育長

共催等名義使用及び教育長賞交付承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で承認したことについて、次の理由により取り消したので通知します。

記

事 項	<input type="checkbox"/> 共催	<input type="checkbox"/> 後援	<input type="checkbox"/> 教育長賞
事業の名称			
取消の理由			

様式第5号(第14条関係)

年 月 日	
共催等名義使用及び教育長賞交付事業実施報告書	
小美玉市教育委員会教育長 様	事業実施者住所
	団体名
	代表者氏名
	電話番号
<p style="text-align: center;">年 月 日付け第 号で承認を受けた事業を終了しましたので、下記のとおり関係資料を添えて報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
終了した事項	<input type="checkbox"/> 共催 <input type="checkbox"/> 後援 <input type="checkbox"/> 教育長賞（終了した事項に☑をつけてください。）
事業の名称	
開催日時	
実施場所	
共催団体	
後援団体	
入場者数	
入場料	
事業の主な内容	
事業の成果・反省等	
-----	
-----	
-----	
-----	
添付資料	
-----	
・収支決算書（入場料・参加料等がある場合）	
-----	
・その他関係書類（添付の求めがあった書類等を含む）	

様式第 1 号(第 8 条関係)

様式第 2 号(第10条関係)

様式第 3 号(第12条関係)

様式第 4 号(第13条関係)

様式第 5 号(第14条関係)